| 総務常任委員会資料 |
| --- |
| 2026 年（令和 8 年）9 月１８日 |
| 総務局総務管理室総務課 |

議案第 65 号関連資料

# 明石市法令遵守の推進等に関する条例の一部改正について

## 1　目的

改正公益通報者保護法が令和８年１２月１日に施行することに伴い、所要の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

## 2　公益通報とは

労働者等が、不正の目的なく、勤務先における、刑事罰等の対象となる不正を、通報すること

＜２種類の通報と本市の役割＞

【内部公益通報】事業者の立場として内部の「職員等」からの通報への対応する役割

【外部公益通報】権限を有する行政機関として外部の「労働者等」からの通報に対応する役割

## 3　法改正の本市条例への影響・対応

（１）条例改正の概要

①　特定受託業務従事者（フリーランス）の明記（条例第２条第５号）

「保護される公益通報者」の範囲について、特定受託業務従事者を明記することに伴う条例文言の見直し

現行　→　改正案

<table>
<tr><td colspan="2">職員</td></tr>
<tr><td colspan="2">派遣労働者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">委託事業者の役職員（委託事業者の役員、従業員、代理人その他の者で委託事務等に従事しているもの）</td><td>委託事業者の役員、従業員、代理人その他の者で委託事務等に従事している者（特定受託業務従事者を除く）</td></tr>
<tr><td>委託事業者である特定受託業務従事者</td></tr>
</table>

※ 不利益取扱いの禁止等の規定に「委託事業等に係る契約の解除」を追記（条例第２６条第１項）

②　通報妨害等の禁止（条例第１１条の２、第１１条の３）

事業者が正当な理由なく内部公益通報を妨害する行為及び公益通報者を探索する行為を禁止することを規定することに伴う条文の新設

③　その他規定の整備（条例第１６条第３項、第２０条、第２３条等）

市長以外の市の機関に係る内部公益通報の調査及び報告等にかかる被通知者の変更等

| | |
| --- | --- |
| 現　行 | 公益監察員⇒市長以外の市の機関（例：教育委員会等）⇒市長 |
| 改正案 | 公益監察員⇒市長及び市長以外の市の機関 |

（２）施行期日　①、②令和８年１２月１日から、③公布の日から